

# エコネット城南

9月号(219号)



編集発行 城南衛生管理組合 総務課 | 2018年(平成30年)9月4日発行(毎月第1火曜日)  
〒614-8511 京都府八幡市八幡沢1番地 TEL 075-631-0772 FAX 075-631-7296  
HPアドレス <http://www.jyonaneikan.jp> eメール info@jyonaneikan.jp  
※パソコンで『声のエコネット城南』(声の広報)を聴くことができます。詳しくは組合ホームページをご覧ください

## 【行政広報】

城南衛生管理組合は宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・宇治田原町・井手町が環境廃棄物行政を推進するための特別地方公共団体(一部事務組合)です。

## くらしの中にある水銀

~水銀を含むものは正しく分別し適正な排出を~



◆焼却の様子は常に厳しく監視しています



▶ばいじん処理物は定期的にサンプリングを行ない、性状を測定することで日々の処理状況を確認しています

今年度より水銀による環境汚染や健康被害を防止するために水銀についての規制が強化されました。みんなの生活環境を守るために、水銀を含むごみの正しい分別をお願いします。

### 水銀が含まれている製品の一例



拠点回収など、それぞれのお住まいの市町指定の方法で排出してください。



それぞれのお住まいの市町指定の方法で排出してください。



水銀が含まれていないタイプも含めて、それぞれのお住まいの市町指定の排出方法、又は、販売店に返却いただくなどの適切な方法での排出をお願いします。

国内では「大気汚染防  
止法」や「廢棄物の処理  
及び清掃に関する法律」  
等の関係法令が改正・施  
行され、ごみ焼却施設で  
は、排ガス、焼却灰及び  
ばいじん処理物について  
水銀の基準が追加されま  
した。

昨年8月には、発展途  
上国を中心とする地球規  
模の水銀による環境汚染  
を防ぐため、「水銀を含  
む製品(一部を除く)の  
輸出入を禁止」としたり、  
「大気への排出を制限す  
る」取り決めの「水銀に  
関する水俣条約」が発効  
しました。

また、当組合の可燃ご  
みを燃やした後の焼却灰  
は、排ガス、焼却灰及び  
ばいじん処理物は大阪  
湾広域臨海環境整備セン  
ターに運ばれて、埋立処  
分されています。

ご家庭においては、右  
のイラストを見ていただ  
き水銀を含む製品は、市  
町ごとの適切な方法で排  
出していくよう、みなさ  
んのご協力をよろしくお  
願いします。

他の自治体においては  
水銀を含むごみが搬入さ  
れた影響で焼却炉の停止  
を余儀なくされ、対策に  
多くの時間とコストが必  
要になつた事案も発生し  
ています。

